

男女平等参画のための
三鷹市行動計画2022(第1次改定)
取り組み状況(平成27～30年度)

【平成27～30年度達成状況評価】

1:達成 2:一部達成 3:一部着手 4:未着手

I 条例・計画の推進

I-1 「男女平等参画条例」の普及・啓発

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)「男女平等参画条例」の普及・啓発に向けた取り組みの推進	「男女平等参画条例」パンフレット等の配布と普及・啓発 【推進事業】	企画経営課	1	毎年6月に内閣府が実施する「男女共同参画週間」に合わせたパネル展において、条例啓発用のパネルを掲載するなど、条例の普及・啓発に努め、男女平等参画意識の醸成を図った。	今後もパネル展などのイベントや講座等の実施する際やホームページ・広報みたかや啓発誌等を活用し、条例の更なる普及啓発を図る。

I-2 「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の改定と推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の改定と推進	「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022」の改定と推進 【重点事業】	企画経営課	1	「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」に基づき、各種事業を実施した。さらに、男女平等参画に関する講座等において、行動計画のPRをすることにより、行動計画の普及・啓発に努め、男女平等参画社会の推進に努めた。	男女平等参画に関する講座等の実施や啓発誌等の発行などの事業の実施により、行動計画の更なる推進を図る。

I-3 「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」の策定と推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」の策定と推進	「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」の策定と推進 【重点事業】	企画経営課	1	「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」に含む形で「三鷹市配偶者等暴力対策基本計画」を平成27年度に策定した。同基本計画に則り、「DV防止のための庁内連絡会議」を開催し、DV等の未然防止及び被害者支援の推進に体系的に取り組んだ。各窓口へ寄せられた配偶者等暴力に関する相談の件数は、平成27年度は167件、28年度は124件、29年度は156件、30年度は206件であった。	「DV防止のための庁内連絡会議」を有効活用し、更なる支援体制の確立を図る。

I-4 「三鷹市女性活躍推進計画(仮称)」の策定に向けた検討

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)「三鷹市女性活躍推進計画(仮称)」の策定に向けた検討	「三鷹市女性活躍推進計画(仮称)」の策定に向けた検討	企画経営課	3	女性活躍推進法施行により、区市町村の努力義務となっている推進計画の策定に向けて、国や都の動向と近隣市の対応の把握に努めた。	「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第2次改定)」に含む形で策定するよう検討するとともに、行動計画に基づき、取り組み内容を検討していく。

II 相談体制の充実

II-1 男女平等参画相談員制度の活用

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 男女平等参画相談員制度の活用	男女平等参画相談員制度の広報誌等を通じた紹介と活用	企画経営課	1	ホームページや広報みたかのほか、男女平等参画啓発誌などでも相談員制度の周知を図った。平成27年度は0件、28年度は1件、29年度は1件、30年度は0件の利用となった。 また、相談員と「こころの相談事業」カウンセラーとの情報交換を適宜実施した。	引き続き、ホームページや広報みたか等でPRすることに加えて、啓発誌や講座などでも積極的に制度を紹介し、支援を必要としている方に活用していただけるよう制度の周知に努める。 また、庁内関係部署の職員、「こころの相談室」カウンセラーとの意見交換の場を活用し、ネットワーク強化に努め、総合的に利用しやすい相談制度を目指す。

II-2 女性のためのこころの相談の活用

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 女性のためのこころの相談の活用 ※平成29年度から「こころの相談」へ事業名を変更、「こころの相談ダイヤル」を新設	女性のためのこころの相談事業の継続・実施 【推進事業】	企画経営課 相談・情報課	1	「こころの相談室」の利用率は平成27年度は84.3%、28年度は83.7%、29年度は73.5%、30年度は53.4%となった。平成28年度までは、新規相談者が相談できるまで1ヵ月半以上かかっていたため、平成29年度から上限回数を設けるなど、運用面を見直すとともに、「女性のためのこころの相談」から「こころの相談室」に名称を変更した。 あわせて、性別を問わずだれでも電話で気軽に相談ができるよう、「こころの相談ダイヤル」を開始した。利用率は平成29年度は20.8%、30年度は17.7%となった。	子ども家庭支援ネットワークやDV防止のための庁内関係窓口連絡会において、「こころの相談事業」(こころの相談室及びこころの相談ダイヤル)の活用を促すとともに、関係部署と情報共有などによる連携を深め、多様化する利用者の悩みにも迅速かつ適正に対応できるように努める。 また、利用状況の分析を行うなど、利用者が相談しやすい体制を整えるように努める。 あわせて、同事業について、リーフレットのリニューアルを行うとともに、関係窓口等に配架するなど、更なる周知を図る。

II-3 相談体制の充実のための連携体制の強化

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 相談体制の充実のための連携体制の強化	相談体制の充実のための連携体制の強化 【推進事業】	企画経営課	1	「こころの相談事業」カウンセラー及び男女平等参画相談員と庁内関係部署の職員による情報共有の場を設け、相談内容の傾向や対策の把握に努め、円滑な相談への対応を図った。	引き続き、定期的にカウンセラー及び男女平等参画相談員との情報共有を継続し、相談体制の連携強化を図る。

Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

Ⅲ-1 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行等の見直しと男女平等意識の醸成	男女平等参画の視点に立った講座(男女平等参画講座等)・講演会(男女平等参画のためのみたか市民フォーラム等)等の実施	企画経営課	1	「男女平等参画講座」(平成30年度より「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」へ移行)、「ライフ・ワーク・バランス推進のための市民協働講座」(平成30年度より「三鷹版 働き方改革応援事業」へ移行)、「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」を実施した。国・都・市の施策だけでなく、社会の動向を考慮した内容で開催することにより、男女平等意識の醸成を図った。	今後も引き続き男女平等参画の視点に立った講座等を実施し、男女平等参画意識の醸成に努める。また、年齢・性別を問わず、多くの方に参加してもらえるよう、講演内容の充実を図るとともに、講座開催のさらなる周知を図る。
		指導課	1	市立小・中学校22校で、学校、PTA、教育委員会共催事業(家庭教育学級)を実施した。親子のコミュニケーション、子育てと家庭の役割、生きる力を育む子育て等をテーマとして、男女平等参画の視点を取り入れた講演を開催した。	引き続き学校及びPTAと連携しながら、家庭教育学級等の機会を活用して男女平等参画意識の醸成に努める。
		社会教育会館生涯学習課	2	平成27・28年度は、社会教育会館の市民大学総合コースにて、教育関連、子育て支援関連の講座を実施し、また市民大学一般教養コースにおいても同種の講座を実施した。平成29・30年度は、指定管理者である(公財)三鷹市スポーツと文化財団が管理する生涯学習センターにおいて、市民大学総合コースにて、教育関連、子育て支援関連の講座を実施し、男女平等参画等の内容を一部取り入れた。	市民大学総合コースは市民企画であるため、男女平等等に関連したテーマを扱わない年度があった。今後も市民企画という特性から年度による差が生じる可能性がある。
	男女平等参画に関する啓発誌「コーヒー入れて」の定期的な発行 ※平成29年度から「Shall we?」へ名称を変更	企画経営課	1	社会の動向を踏まえながら、男女平等参画に関する啓発効果が高まるテーマや内容とし、第61～68号を発行した。また、「コーヒー入れて」の発刊から約25年が経ち、男女平等参画に関する人々の意識に変化がうかがえたことから、平成28年度に新たな名称を公募し、「一緒に」や「しませんか」といった意味を持ち、性別・年齢・国籍を超えて共に歩もうとする呼び掛けを表現している「Shall we?」に決定し、平成29年度から名称を変更した。	今後も引き続き定期的(年間2回)に発行する。市民編集委員との連携により、レイアウト等の工夫をするなど、啓発効果を高める誌面内容とする。また、電子書籍化も継続して実施する。あわせて、固定的役割分担意識の解消に向け、読者が考えるきっかけとなるようなテーマや内容とする。
男女平等参画に関する国・都・近隣自治体等の資料収集と女性交流室への配架	企画経営課	1	国・都・都内自治体等で発行する男女平等参画に関する冊子等を収集し、女性交流室及び本庁舎3階の情報提供コーナーに閲覧用として適宜、配置し、発信した。	今後も引き続き、できる限り新しい資料等を収集・配架する。また、より多くの方が気軽に情報収集できるよう、わかりやすく配架する。	

男女共同参画週間におけるさまざまな分野における男女平等参画に関する啓発パネル展の開催	企画経営課	1	内閣府が6/23～29に実施する「男女共同参画週間」に合わせて、本庁舎1階市民ホールにて男女平等参画に関する啓発パネル等の展示や図書館と連携し、男女平等関連の図書紹介コーナーを設置するなど、男女平等参画意識の醸成に努めた。	今後も今日的な課題やテーマに沿ったパネルの展示や、啓発用DVDの上映など、展示内容を工夫しながら、引き続き実施する。
男女平等に関する市民意識・実態調査の定期的な実施	企画経営課	1	概ね4年度ごとに実施する。直近では、平成30年度に総合的な意識調査の中に男女平等参画関連の調査を盛り込んで実施した。	基本計画・行動計画の改定にあわせて実施する。
男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーの普及・啓発	企画経営課	1	関連資料を収集し、女性交流室や本庁舎3階情報提供コーナーに配架した。 また、メディア・リテラシー関連の啓発誌等を事業等で参加者が手に取れるように配置するなど、メディア・リテラシーに関する意識醸成に努めた。	今後も広報担当部署等と連携を図り、広報みたかやホームページ、啓発誌等によりメディア・リテラシーに関する啓発活動を定期的 to 実施し、さらなる男女平等意識の醸成を図る。

Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

Ⅲ-1 人権尊重の視点に立った男女平等意識の醸成

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(2) 男女平等教育等の充実	保育園等における男女平等参画の視点に立った保育の実施	子ども育成課	1	保育のガイドラインに基づき、保育園等において保育者は、園児の性別によってあそびや役割などの規制を行わないよう努め、男女平等意識の視点に立った保育を実施した。	引き続き、男女平等意識の醸成の視点に立った保育を実施する。
	学校における男女平等観を育む学習内容の充実と指導の実施	指導課	1	管理職への指導とともに、各校人権教育担当者に対し、東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を実施した。	引き続き東京都教育委員会「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した研修を実施する。
	学校における男女平等参画の視点に立った進路指導の実施	指導課	1	管理職への指導とともに、キャリア教育担当・進路指導主任に対して、児童・生徒が自分と他者の個性を尊重し、生き方への関心を高め、自己理解を深められる進路指導を行うよう研修を実施した。	引き続き研修等とおして、男女平等参画の視点に配慮した進路指導を実施する。
	公立小中学校における男女混合名簿の採用及び利用	指導課	1	男女平等参画の視点に立ち、三鷹市立小・中学校では男女混合名簿の採用及び利用を行った。	引き続き男女平等参画の視点に立ち、望ましい男女平等参画社会の実現に向けて取り組む。
	学校における男女平等参画の視点に立ったメディア・リテラシーを養う学習の実施	指導課	1	管理職への指導とともに、生活指導主任及び情報教育担当教諭への研修を行い、情報モラル教育の充実を指導した。	引き続き情報教育を中心に、情報モラルやメディア・リテラシーを養う学習を充実する。
	教育ビジョン2022及び教育支援プラン2022に基づいた総合的な計画の推進	指導課	1	三鷹市教育ビジョン2022及び三鷹市教育支援プラン2022に基づく男女平等参画の視点を全ての教育活動にもつように指導した。	引き続き全ての教育活動において、三鷹市教育ビジョン2022及び三鷹市教育支援プラン2022に基づく総合的な計画に基づいた男女平等参画の視点を持つよう指導する。
	(3) 教職員の意識改革の推進	教員に対する男女平等参画を含む総合的な人権教育に関する研修の実施	指導課	1	三鷹市人権教育推進委員会を年間4回実施し、担当校長、副校長及び全校の人権教育推進担当教員に対して総合的な人権教育の充実を図るための研修を実施した。
職員に対する男女平等参画に関する研修の実施		職員課	「V-2」を参照	「V-2」を参照	「V-2」を参照

Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

Ⅲ-2 人権としての性の尊重

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 人権としての性の尊重の普及・啓発	広報誌等を通じた人権としての性の尊重の普及・啓発の実施	企画経営課	1	「コーヒー入れて」(平成29年度より「Shall we?」)の発行により啓発を行った。また、6月の男女共同参画週間パネル展では、DV防止やジェンダーに関するパネル展示などを行い、積極的な普及・啓発に努めた。	今後も啓発誌や広報みたか、ホームページ等を積極的に活用し、さらなる普及・啓発を図る。
	性的被害の防止等も含めた発達段階に応じた性教育の実施	指導課	1	全校に「性教育に関する年間指導計画」を作成させ、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を実施するよう指導した。SNSを媒介とした性被害防止について、長期休業前に全校通知した。	次年度に向けた「性教育に関する年間指導計画」を作成させるとともに、人権教育と関連させた性教育の充実を指導するとともに、SNSを媒介とした性被害防止について指導の充実を図る。
	CAP事業の実施	企画経営課	1	学校・学童保育所単位の「CAPワークショップ」及び一般市民向けの「CAPワークショップ」を実施し、主に小学生を対象とした子どもの人権啓発に努めた。 平成27年度:学校3校、学童保育所1箇所、市民向け1回 平成28年度:学校4校、学童保育所2箇所、市民向け1回 平成29年度:学校3校、学童保育所2箇所、市民向け1回 平成30年度:学校3校、市民向け1回の「CAPワークショップ」を実施した。 また、校長会でCAP事業の概要を配布するなど、周知を図った。	今後も引き続き、学校・学童保育所単位の「CAPワークショップ」及び一般市民向けの「CAPワークショップ」を実施する。また、広く市民に周知するため、一般市民向けの「CAPワークショップ」を多世代交流センター等で2回行うなど、事業の拡充を図る。 あわせて、定期的に校長会等にも出向き積極的にPRするなど、PR方法を工夫し、参加校、参加者の拡大を図る。
(2) 性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成	人権を侵害する違法・有害なDVDや図書等の、青少年等からの隔離を含めた環境づくりの実施	児童青少年課	1	市内5箇所の不健全図書回収箱を設置し、回収した不健全図書を廃棄処分した。	不健全図書の廃棄処分を継続し、児童青少年の健全育成に悪影響を与えることを防止し、有害な図書やDVDなどから青少年等を守る環境づくりに取り組む。
	性の商品化への主体的で適切な判断力と批判力の形成に向けた啓発活動の実施	企画経営課	1	メディアリテラシー関連の啓発誌等を事業等で参加者が手に取れるように配置するとともに、成人式で新成人に配布することで、メディアリテラシーに関する意識醸成に努め、性の商品化への主体的で適切な判断力・批判力の形成の必要性を引き続き訴えた。 また、東京都や他自治体の関連啓発物を収集し、女性交流室や本庁舎3階情報提供コーナーに配架した。	今後も機会を捉えて啓発誌、広報みたか、ホームページ等で啓発する。また、秘書広報課や庁内の関係部署とも連携を図り、メディアリテラシーに関する、さらなる啓発活動を実施する。

(3) 性同一性障害などの理解と尊重	多様な性の理解と差別防止に関する講座等実施の検討	企画経営課	1	平成30年2月に男女平等参画講座として、「子どもと学校にとってのLGBT(Q)～いま、必要なことは何でしょう～」(講師:吉谷 武志さん(参加者数:25人))を実施した。また、平成31年3月に発行した男女平等参画啓発誌「Shall we?68号」において、「にじいろのセクシュアリティ」をテーマに市長とLGBT当事者の座談会などを掲載した。	今後も機会を捉えて講座、啓発誌等による啓発を実施する。
	性同一性障害等に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応	指導課	1	全校で人権教育プログラムに基づく指導を行うとともに、三鷹市人権教育推進委員会で、担当校長、副校長及び全校の人権教育推進担当教員に対して研修を実施した。	引き続き、全校で人権教育プログラムに基づく指導を行うとともに、三鷹市人権教育推進委員会を始めとした教員研修で、性同一性障害等の理解や具体的な対応について理解を深めるよう指導する。

Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

Ⅲ-3 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)と各種ハラスメント(セクハラ・マタハラ等)の未然防止と被害者支援の推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)DV・各種ハラスメントの未然防止と相談体制の充実	市民・事業者等向けの情報提供及び相談窓口等の周知 【重点事業】	企画経営課	1	パネル展や各種講座開催時等に、DV防止啓発リーフレットやカード型のDV相談カード、「こころの相談事業」周知用リーフレットを配布するとともに、DV相談カードは、市民センター内トイレや外郭団体(元気創造プラザ、スポーツと文化財団)内のトイレにも設置し、定期的に補充点検を実施した。 また、DVに関する事例を取り上げた啓発誌を配布するなど、DV防止の周知に努めた。	今後も引き続き、講演会等の開催の際には、参加者にDV相談カード等を配布する。 また、講座・啓発誌等を活用し、DV防止支援について、引き続き周知・啓発を行う。
		相談・情報課	1	「こころの相談」事業の受付窓口業務を担当した。必要に応じて「法律相談」などへの案内・誘導を行った。	引き続き、相談窓口の周知を図るとともに、問い合わせの内容に応じた適切な相談への案内に取り組む。
	妊産婦・新生児訪問時等におけるDVの未然防止と早期発見	健康推進課 子ども発達支援課	1	乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時等での様子などから連携の必要な方については総合保健センター他、他部署との連携を図った。	乳児家庭全戸訪問や新生児訪問時等の訪問者への研修などでDVの未然予防について周知していき、引き続き他機関との連携を密にしていける。
	DV被害者に対する相談体制の充実と庁内連携体制の強化	企画経営課	1	「こころの相談」カウンセラー及び男女平等参画相談員と庁内関係部署の職員で定期的に情報共有を実施し、相談内容の傾向や対策の把握に努めた。 また、全庁的な推進体制を強化するため、庁内関係窓口連絡会を引き続き開催し、庁内各部署のDV被害者等への対応状況を確認・報告し合った。 さらに、子ども家庭支援ネットワーク等での周知を図った。	今後もホームページや広報みたか等でのPRに加えて、啓発誌や講座などでも積極的に相談制度を紹介する。 また、カウンセラー、男女平等参画相談員及び庁内関係部署の職員による情報共有を継続して実施し、相談事業の連携を強化する。 引き続き、庁内関係窓口連絡会を定期的に開催し情報共有を図るとともに、子ども家庭支援ネットワーク等への周知も継続して実施する。
			子育て支援課	1	婦人相談員が、男女間や家庭内の諸問題等の相談に対応し、緊急性・重症度等に応じて、関係機関と連携した被害者支援を行った。 また、庁内関係窓口連絡会では、各部署との連携体制と役割分担、情報共有とその取扱い等の確認を行った。
	各種ハラスメントに対する相談支援の実施	企画経営課	1	ホームページや広報みたか、男女共同参画パネル展などの男女平等参画事業において、「こころの相談事業」や「男女平等参画相談員」を紹介し、各種ハラスメントに関する相談窓口等の周知を図った。	今後も引き続き、ホームページや広報みたか等でのPRに加えて、啓発誌や講座などでも積極的に相談制度を紹介する。

Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

Ⅲ-3 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)と各種ハラスメント(セクハラ・マタハラ等)の未然防止と被害者支援の推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(2)DV・各種ハラスメントを容認しない社会をめざした啓発事業等の実施	DV・各種ハラスメントに関する市民意識・実態調査の定期的な実施	企画経営課	3	関連部署にDVに関する相談件数の調査を行い、情報収集に努めた。また、東京都よりDVや各種ハラスメントに関する調査結果の情報を収集し、実態の把握に努めた。	基本計画・行動計画の改定にあわせて実施する。
	DV等の防止に向けた、啓発誌等を通じた啓発活動及び講座等の実施 【重点事業】	企画経営課 関係各課	1	パネル展や各種講座開催時に、DV防止啓発リーフレットやカード型のDV相談カード、「こころの相談」事業周知用リーフレットを配布するとともに、DV相談カードは、市民センター内トイレや外郭団体(元気創造プラザ、スポーツと文化財団)内のトイレにも設置し、定期的に補充点検を実施した。 また、DV防止啓発リーフレットと「こころの相談事業」周知用リーフレットは内容を更新し、近年問題視されているデートDVや、性別問わず相談できるこころの相談ダイヤルに関する情報を追加した。 さらに、男女共同参画週間においてDV防止に関するパネル展を実施し、DV防止に向けた啓発に努めた。	今後も、講演会等の開催の際には、参加者にDV相談カード等の配布を行う。 また、講座・啓発誌等を活用し、DV支援について、引き続き周知・啓発する。
	各種ハラスメントの防止に向けた、庁内・学校並びに市民向けの啓発活動及び講座等の実施	企画経営課 (市民向け)	1	広報等で各種ハラスメントに関連する啓発を行ったほか、東京都や他自治体の関連啓発物を、女性交流室及び男女平等参画情報提供コーナーに配置した。	今後もホームページ、広報みたか、各種講座等で各種ハラスメント防止のPRをする。 また、庁内でも職員課、生活経済課等と連携し、啓発する。
		職員課(庁内向け)	1	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止研修(管理職・係長対象、一般対象)を実施した。 また、職場の特殊性や組織構成の特殊性などを考慮して、ハラスメントを予防する「良好な職場環境づくりのためのコミュニケーション研修」を実施した。	受講者アンケート結果等を参考にして、より効果的な研修内容としながら継続して実施する。
		指導課(学校向け)	1	ハラスメント防止研修を定例校長会及び定例副校長会で実施した。各学校では7月と12月を「服務事故防止月間」としてセクハラ防止研修等を重点的に実施し、ハラスメント防止の通知を発出することにより、教職員への周知・啓発を行った。	今後も各種研修等において、セクハラ等各種ハラスメント防止の啓発を図る。

<p>マタハラ防止を目的とした啓発活動等の推進</p>	<p>企画経営課</p>	<p>1</p>	<p>東京都や他自治体の関連啓発物を女性交流室及び男女平等参画情報提供コーナーに配置した。</p>	<p>今後も、女性交流室、男女平等参画情報提供コーナー、各種講座等でマタハラ防止のPRをする。 また、庁内でも職員課、生活経済課等と連携し、啓発する。</p>
	<p>生活経済課</p>	<p>1</p>	<p>啓発チラシ等を、生活経済課情報提供コーナーに配置した。 また、商工会等関係団体へ配布し情報提供を行った。</p>	<p>広報・HP等で市民・関係団体等に情報提供を行い、庁内でも職員課、企画経営課等と連携し、啓発する。</p>

Ⅲ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

Ⅲ-3 配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)と各種ハラスメント(セクハラ・マタハラ等)の未然防止と被害者支援の推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(3) DV等被害者の安全確保と自立支援	DV等被害者の保護並びに支援のためのネットワークの活用	企画経営課 子育て支援課 関係各課	1	庁内関係窓口連絡会を引き続き開催し、庁内各部署のDV被害者等への対応状況を確認・報告し、全庁的な推進体制を強化に努めた。また、子ども家庭支援ネットワーク等での周知を図った。	今後も、庁内関係窓口連絡会を定期的に開催し情報共有を図るとともに、子ども家庭支援ネットワーク等への周知も継続して実施する。
	男女平等参画相談員や法的支援機関等との連携	企画経営課 子育て支援課 関係各課	1	「こころの相談事業」カウンセラー及び男女平等参画相談員と庁内関係部署の職員で定期的に情報共有を実施し、相談内容の傾向や対策の把握に努めた。	今後もカウンセラー、男女平等参画相談員及び庁内関係部署の職員による情報共有を継続して実施し、相談事業の連携を強化する。
	DVシェルター等への一時保護と自立支援	子育て支援課 関係各課	1	DV被害者の生命の安全を最優先とし、庁内関係機関連携及び広域的ネットワークを活用した母子保護を確実に実施した。市内外の母子生活支援施設を有効に活用することで、母子の自立に向けてきめ細やかな支援を実施することができた。	引き続き庁内関係機関、警察署等と連携し、DV被害者の生命の安全を最優先に、自立に向けた重層的な支援を実施していく。被害者の家庭の多くには子どもがいることを踏まえ、被害者支援の初期の段階から子どもの支援を念頭に置いた対応が行えるよう、関係機関の連携を一層強化する必要がある。
(4) 推進体制の構築と関係機関との連携	庁内推進連絡会議などの定期的な開催と計画の進行管理	企画経営課 関係各課	1	男女平等参画を全庁的な取り組みとして推進していくために開催し、庁内各部署の推進状況を確認し、推進体制の強化を図った。	今後も引き続き開催し、男女平等参画施策の総合的な推進を図る。
	「DV防止のための庁内関係窓口連絡会」の開催と情報共有	企画経営課 子育て支援課 関係各課	1	全庁的な推進体制を強化するため、庁内関係窓口連絡会を引き続き開催し、庁内各部署のDV被害者等への対応状況を確認・報告した。	今後も庁内関係窓口連絡会を開催し情報共有を図る。
	DV等防止のための関係機関のネットワークの強化	企画経営課 子育て支援課 関係各課	1	子ども家庭支援ネットワーク等へ出席し、DV防止啓発リーフレット、「こころの相談事業」紹介リーフレット等を配布するなど、周知を図った。	今後も子ども家庭支援ネットワーク等への周知を継続して実施する。

V 就労の場における男女平等参画の推進

V-1 就労の場における男女平等参画の推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)男女平等参画関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施	法改正情報、厚生労働分野における新しい情報の市内事業者に向けた提供	生活経済課	1	広報みたかで東京都最低賃金や労働保険等について周知を行ったほか、労働環境の整備等の周知・啓発を行った。	今後も引き続き、広報及びホームページで労働環境の整備等の周知・啓発を行う。
	被雇用者に対する就労に関する情報提供及び相談体制の充実	生活経済課	1	毎月第2水曜日に「しごとの相談窓口」を開設し、就労に関する相談体制の充実に努めた。また、「相談窓口ガイドブック」を1,000部発行し、就業関連機関及び就職支援セミナー等で就労等に関する情報提供を行った。	「しごとの相談窓口」を引き続き毎月1回開設するとともに、相談窓口ガイドブックを作成し、今後も引き続き就労支援等に関する情報提供を行う。
	市内事業者等に向けたライフ・ワーク・バランスの啓発誌等を通じた啓発活動の実施	企画経営課	1	平成28年度から30年度にかけて、「三鷹版働き方改革応援事業」を実施した。主な取り組みとしては、平成28年度：市内企業・事業所および従業員のライフ・ワーク・バランスに関する意識・実態調査の実施、働き方改革応援セミナーの開催、働き方改革支援者養成研修の実施 平成29年度：働き方改革支援者養成研修の実施、働き方改革モデル企業(9社)へ働き方改革支援者(社会保険労務士)の派遣、働き方改革モデル企業取組事例発表会の開催 平成30年度：働き方改革モデル企業(15社)へ働き方改革支援者(社会保険労務士)の派遣、働き方改革応援フェスタ inみたかの開催 また、「三鷹版働き方改革応援事業」についての取り組みを6月の男女共同参画週間パネル展で紹介した。 男女平等参画啓発誌「コーヒー入れて」64号でライフ・ワーク・バランスについて掲載した。	今後も引き続き、講座や啓発誌等を活用し啓発に取り組む。 また、「三鷹版働き方改革応援事業」については、市内企業・事業所がより自発的・自律的に働き方に取り組むことを重視した手法に切り替えるとともに、働き方改革推進企業の認定制度の検討など幅広い働き方改革の支援に取り組む、市内企業のライフ・ワーク・バランスを推進していく。
		生活経済課	1	6月・10月・11月・2月にライフ・ワーク・バランスの横断幕を駅前のペDESTリアンデッキに、懸垂幕を市役所本庁舎に掲示した。	今後も引き続き、6月・10月・11月23日の「ワーク・ライフ・バランスの日」の前後・2月に横断幕、懸垂幕を掲示する。 また、ライフ・ワーク・バランスの啓発紙等を配布し市民・事業者等に周知を図る。

V 就労の場における男女平等参画の推進

V-1 就労の場における男女平等参画の推進

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(2) 女性の職業生活における活躍の推進	女性活躍推進に向けた市民・事業者等への情報提供	企画経営課	1	平成27年度に東京都女性活躍推進大賞(個人部門)を受賞した講師による「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」を実施し、市民・事業者等へ周知を図った。平成28年度から30年度にかけて行った「三鷹版 働き方改革応援事業」では、働き方改革モデル企業への働き方改革支援者(社会保険労務士)を派遣し、女性の生活と仕事との両立を図るための環境整備等、働き方改革に取り組んでもらった。また、取組事例について、働き方改革モデル企業取組事例発表会、働き方改革応援フェスタ inみたか、男女共同参画週間パネル展で市民・事業者等に広く周知を図った。	今後策定予定の女性活躍推進計画(仮称)に基づき、国・都・他自治体での女性活躍推進に関する講座等の情報を含め、企画展示、市報、HP、啓発誌等により、広く市民・事業者へ積極的に情報提供を行う。
		生活経済課	1	広報及びHP等で、市民・事業者へ情報提供を行った。	引き続き、広報及びHP等で、市民・事業者へ情報提供を行う。

V 就労の場における男女平等参画の推進

V-2 市の率先行動

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)「特定事業主行動計画」策定による全ての職員の活躍推進	「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 前期計画」の達成に向けた取り組みの実施	職員課・関係各課	1	「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 前期計画」に基づき、採用、計画的育成とキャリア形成支援、ライフ・ワーク・バランスの実現及び職場環境の整備を行い、男女に関わらず出産・育児・介護等と仕事を両立しながらキャリア形成を行える環境づくり、男女ともに働きやすく能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて取り組みを推進した。	引き続き「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 前期計画」に基づき、能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて取り組みを推進するとともに、令和2年度からは「女性活躍推進法に基づく三鷹市特定事業主行動計画 後期計画」に基づく取り組みを推進する。
(2)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実施	管理職に占める女性の割合の拡大に向けた取り組みの推進	職員課	1	昇任昇格選考において、募集時の通知に男女平等参画の視点と女性の積極的応募への期待を示すとともに、男女の別にかかわらず職員の適正な能力評価を実施し、女性の受験者拡大に向けた取り組みを推進した。	平成30年度の取り組みを引き続き実施するとともに、育児休業等を取得した場合のキャリアモデルを昇任昇格選考の募集時に提示するなど、管理職に占める女性の割合の拡大に向けた取り組みを推進する。
(3)ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みの実施	男性職員の育児休業等取得の推進	職員課	1	育児休業を取得しやすい職場環境づくりのため、「子育てハンドブック」の活用などにより、出産・育児休業関連の諸制度の周知を図り、嘱託員を含めた職員の利用を進めた。また、広報紙「明日のために♪」を活用し、育児休業等取得経験者の声を紹介するなど、育児休業等の取得推進を図った。	平成30年度の取り組みを引き続き実施し、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進める。
	市職員の超過勤務時間削減に向けた取り組みの実施	職員課	1	「完全一斉定時退庁日」、「ライフ・ワーク・バランス推進デー」及び「絶対退庁時間」の徹底を図るとともに、四半期ごとに各課で行う分析を踏まえ、細かなヒアリングを実施した。また、月60時間を超えて時間外勤務をした職員がいた所属長に対し、該当月の所属職員の「時間外勤務時間数一覧」を提供し、事務分担の均等化等を促した。さらに、「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」を平成30年6月に策定し、各課の主体的な事務改善、働きやすい職場環境づくりなど、時間外勤務縮減に向けた取組を推進した。	平成30年度の取り組みを引き続き実施するとともに、企画部とも連携した取り組みを推進する。また、「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」に基づき、時差勤務の本格実施などの取り組みを実施する予定。

<p>市職員の有給休暇等取得率増加に向けた取り組みの実施</p>	<p>職員課</p>	<p>1</p>	<p>年次有給休暇の取得促進と計画的使用について、広報紙「明日のために♪」や庁内通知により周知を図った。 また、介護休暇に関しても、「家族等の介護を行う職員のためのハンドブック」を活用し、諸制度の周知を図り職員の利用を進めた。 時間単位の年次有給休暇の取得上限の引き上げ、子の看護休暇の取得要件の見直し等を行い、休暇の利便性を向上させた。</p>	<p>平成30年度の取り組みを引き続き実施するとともに、各課に年次有給休暇の取得率を情報提供し、年次有給休暇や夏季休暇を活用した連続休暇の取得を促進するなど、年次有給休暇取得促進の取り組みを推進する。</p>
----------------------------------	------------	----------	---	--

V 就労の場における男女平等参画の推進

V-2 市の率先行動

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(4)男女平等参画意識を醸成する啓発活動の実施	男女平等参画意識を醸成する定期的な職員研修の実施	職員課	1	東京都市町村職員研修所が実施する「男女共同参画研修」に中堅職員を派遣した。	引き続き、派遣研修を実施していく。
(5)多様な働き方の推進	多様な働き方に基づく多様な人財を活かした組織づくりの推進(ダイバーシティ&インクルージョン)	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌の発行や「男女平等参画のためのみたか市民フォーラム」等の講座を継続して実施することにより、多様な働き方の啓発を含め、ダイバーシティ&インクルージョンの推進に努めた。 また、「三鷹版 働き方改革応援事業」において働き方改革応援セミナーを実施し、事業者向けに多様な働き方を選択できる社会における参加者自身の「ワーク」(働き方)の考え方などについて、啓発を行った。 さらに、モデル企業取組事例発表会、「ライフ・ワーク・バランス応援フェスタ inみたか」を開催し、各企業の働き方に対する様々な取り組みを情報共有した。	今後も引き続き、「三鷹版 働き方改革応援事業」の実施や講座や啓発誌等により、ダイバーシティ&インクルージョンを推進する。
		職員課	1	人事考課に際して各職員から提出される自己申告シート等により、各職員の適性を把握し、人事異動に活用した。 職員採用試験では、面接官の半数を女性職員とするなど、男女の別に関わりなく、公平公正な選考により受験者の能力・適性を見極めた採用を行った。	平成30年度の取り組みを引き続き実施し、人事考課制度、職務給制度及び昇任昇格制度により、男女の別に関わりなく、職員一人ひとりの業績・能力・態度を的確に評価し、職員の配置や研修、処遇に活用する。

V 就労の場における男女平等参画の推進

V-3 多様な働き方を推進するための支援

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進	講座等を通じた就職・再就職に向けたICT技術等の能力・技術の習得支援の実施	生活経済課(まちづくり三鷹)	1	三鷹産業プラザなどを拠点として、NPO団体などがパソコン講座などの技術習得支援を実施するようになったことから、NPO団体などの事業実施者に対して講座開催に係るサポートを随時実施した。また、Rubyプログラム講座の講師を養成するカリキュラムを開発し講座を開催した。	次年度以降についても、NPO団体など、地域に密着した実施者などが、技術習得支援事業を実施するためのサポートを、引き続き行っていく。また、Rubyプログラム講座の講師を養成する講座を引き続き開催する。
		企画経営課(三鷹ネットワーク大学)	1	各年度において、小・中学校の教員をめざす大学生を対象とした講座「教師力養成講座」を2回(春学期、秋学期)、開催するとともに、キャリア・プランを考える講座「キャリアカウンセリング」を6回実施した。	今後も年間に、「教師力養成講座」を2回実施し、「キャリアカウンセリング」を6回程度実施することで、講座を通じた就職への支援等を行う。
	講座等を通じた地域における起業支援の実施	生活経済課(まちづくり三鷹)	1	平成24年6月より開設された「コワーキングスペース ミタカフェ」において、創業前後の事業者を対象とした起業体験談やビジネスセミナー、コーディネーターによるアドバイス・補助申請・事業計画書の作成支援・評価を行った。また、ものづくりスペース「ファブスペースみたか」にて手作り製品などの展示販売場所の提供とワークショップなどの開催場所の提供を行い活動支援を実施した。	「コワーキングスペース ミタカフェ」において、ビジネスセミナー等を継続する。創業間もない方向けの「身の丈経営実学サロン」、「コーディネーター相談事業」を三鷹市の「特定創業支援事業」として引き続き実施する。東京都が行う「女性・若者・シニア創業サポート事業」において、女性向け長期創業セミナー、個別相談、事業計画評価診断などを実施する。「ファブスペースみたか」内にて引き続き販売場所及びワークショップの場所の提供を行う。
		企画経営課(三鷹ネットワーク大学)	1	各年度において、「三鷹身の丈起業塾～SOHOベンチャーカレッジ」を2回(春、夏または秋)実施した。そのほか、同起業塾の導入講座として「誰でもできる！起業入門」を2回～4回(春、夏、秋、冬)実施したほか、女性対象の講座や、ステップアップ講座を実施した。	引き続き、「三鷹身の丈起業塾～SOHOベンチャーカレッジ」等の講座を実施し、起業支援の取り組みを進める。

V 就労の場における男女平等参画の推進

V-3 多様な働き方を推進するための支援

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(前頁からの続き) (1) 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進	都等の関係機関との連携による情報共有及び講座等の実施	生活経済課	1	ハローワーク三鷹等と共催で「パートタイム就職支援セミナー」、東京しごとセンター多摩と共催で「女性のための再就職支援セミナー」、東京しごとセンターと共催で「子育て中の女性向けセミナー」、わくわくサポート三鷹等と共催で「女性のための就職セミナー」を開催し、就労に関する情報提供を行った。	引き続き、関係部署と協働で、「パートタイム就職支援セミナー」「女性のための再就職支援セミナー」、「子育て中の女性向けセミナー」、「概ね55歳以上の女性のための就職支援セミナー」を開催する。
		生活経済課	1	結婚や出産、育児等の理由で離職した女性を対象に再就職に向けて、前期と後期に分けて就職準備セミナーやビジネスマナー等を開催し、就職の機会をサポートした。	引き続き、関係部署と協働で就職に関する不安や悩み、家庭との両立に対する迷いを解決するためのセミナーの実施や市内事業者のニーズ調査と事業者と受講者の交流会を実施し、再就職に向けた支援を行う。
	市内で主に活動するNPO、NGOに対する情報提供等の支援の実施	コミュニティ創生課(市民協働センター)	1	市民協働センター内に設置しているパンフレット架を活用して啓発誌等の配布を実施した。	引き続き、啓発誌等の配布を通じて支援を実施する。
(2) 男女平等参画意識を促す啓発活動の実施	男女平等参画意識を促す定期的な啓発活動の実施	企画経営課	1	毎年6月に内閣府が実施する「男女共同参画週間」に合わせたパネル展の開催など、年間を通じて啓発活動を行った。	今後も引き続き、関係部署と連携を図りながら、講座や啓発誌等により、就業に関して男女平等参画意識を促す啓発活動を実施する。
		職員課	1	市民会議等の委員の選任に関する男女比の均衡等について具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を引き続き全庁に周知し、基準の徹底を図った。	平成30年度の取り組みを引き続き実施し、基準の周知・徹底を図り、男女の比率の均衡を推進するとともに、無作為抽出方式の市民委員の選任の際に、男女比に配慮するよう促す。
		生活経済課	1	6月・10月・11月・2月にライフ・ワーク・バランスの横断幕を駅前へのペDESTリアンデッキに、懸垂幕を市役所本庁舎に、それぞれ掲示した。 また、ハローワーク三鷹等と共催で「パートタイム就職支援セミナー」、東京しごとセンター多摩と共催で「女性のための再就職支援セミナー」、東京しごとセンターと共催で「子育て中の女性向けセミナー」、わくわくサポート三鷹等と共催で「女性のための就職セミナー」を開催し、就労に関する情報提供を行った。	引き続き、6月・10月・11月23日の「ワーク・ライフ・バランスの日」の前後・2月に横断幕、懸垂幕を掲示する。 また、関係部署と協働で「パートタイム就職支援セミナー」「女性のための再就職支援セミナー」、「子育て中の女性向けセミナー」、「概ね55歳以上の女性のための就職支援セミナー」を開催する。

VI 生涯を通じた男女の健康づくり支援

VI-1 男女の生涯を通じた健康支援

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 男女の生涯を通じた健康支援	健康福祉総合計画2022の第5の3「健康づくりの推進」に基づいた総合的な計画の推進	健康推進課	1	各種健康講座、パパと子どもの食育講習会、男性の料理教室等を住民協議会と協働で開催するなど、男女のライフステージに応じた健康づくりを推進した。	新たな健康課題に対し今後も事業等を通して、普及啓発を行う。
(2) 母子保健・医療等の推進	健康福祉総合計画2022の第5の5「母子保健・医療等の推進」に基づいた総合的な計画の推進	健康推進課	1	妊娠期から子育て期の切れ目のなく支援するため、妊婦面接(ゆりかご面接)を開始するなど、妊娠期から家族全員の健康づくりについての推進を行った。	今後も妊娠期からの家族の支援を充実させるとともに、健診、相談等も含め男女の健康づくりの推進を行う。
(3) 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴う男女の健康づくりの推進	三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴う男女の健康づくり事業の実施	健康推進課	1	みたかケンコウデスカ? デーにおいて男女の区別なく興味を持ってもらえるような健康づくりブースの設置や健康づくりに関する情報の発信を行った。	今後も、男女の健康づくりに関するイベントや講座等の実施に努める。

VII 男女平等参画を支える社会づくり

VII-1 子育て支援の充実

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った子育て支援の実施	「子ども・子育て支援事業計画」第5部「仕事と子育てとの両立の支援」に基づいた総合的な計画の推進	子ども発達支援課	1	子ども家庭支援センターにおいて、親子を対象にした育児支援講座等を開催し、男性の育児参加の促進を図った。さらに、父親向けの講座を開催し、父子の関わり、母親との協働について、学ぶ機会を設けた。	育児支援講座の内容や日程・申込期間等、男性が申し込みやすい工夫をし、男性が子育てに参加しやすい環境づくりを推進する。

VII-2 介護保険事業の充実

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った介護保険事業の実施	「健康福祉総合計画2022」の第2の2「高齢者福祉の充実」に基づいた総合的な計画の推進	高齢者支援課	1	第六期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に基づき、男女平等参画の視点に立った適正な介護保険事業の運営に努めた。	第七期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度(2020年度))に基づき、適正な介護保険事業の運営に取り組む。

VII-3 高齢者・障がい者・ひとり親家庭への支援

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27～30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1)ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った高齢者支援の実施	「健康福祉総合計画2022」の第2の2「高齢者福祉の充実」に基づいた総合的な計画の推進	高齢者支援課	1	社会福祉協議会が実施する家族介護者交流事業において、男性介護者交流会を開催するなど、介護に対する男性の参加促進を図った。平成30年度は年4回開催し、参加者は33名であった。	介護者談話室、男性介護者交流会の開催をとおして、介護に対する男性の参加促進を図るとともに、男性が介護に参加できる環境の整備を引き続き進める。
(2)ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立った障がい者支援の実施	「健康福祉総合計画2022」の第2の3「障がい者福祉の推進」に基づいた総合的な計画の推進	障がい者支援課	1	知的障がい者の社会参加を促進する上で必要な、外出支援の担い手としてガイドヘルパーの養成を行った。	男性ヘルパー不足を解消し、同性介護が十分できるよう、引き続きガイドヘルパーの養成を行い、知的障がい者の社会参加の促進を図る。
(3)ライフ・ワーク・バランスと男女平等参画の視点に立ったひとり親家庭支援の実施	「子ども・子育て支援事業計画」第6部「特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援の推進」に基づいた総合的な計画の推進	子ども発達支援課	1	子ども家庭支援ネットワーク関係機関や児童相談所との連携を強化し、母子・父子自立支援員との情報共有、連携をすることで、ひとり親家庭への支援を行った。	要保護児童とその家庭への組織的対応力の強化を図るために、子ども家庭支援ネットワーク関係機関の特に母子・父子自立支援員や児童相談所との一層の連携を推進する。
		子育て支援課	1	児童扶養手当現況届の対面受付の際に、ひとり親世帯のニーズを把握し、生活と就労の両立など丁寧な相談を実施した。母子・父子自立支援プログラム策定員による就労支援や高等職業訓練促進給付金事業の実施などにより、ひとり親家庭の自立支援につながる実績があった。	多様化するひとり親世帯のニーズを把握し、支援制度や様々なサービスを活用した重層的・具体的支援を実施していく。支援制度や情報が、支援を必要とするひとに確実に届くような工夫や取り組みを一層強化していく。

VIII 推進体制の整備

VIII-1 女性センター機能の充実とさらなる活性化の検討

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 女性センター機能の充実とさらなる活性化の検討	女性交流室登録団体との定期的な連絡会の開催 【推進事業】	企画経営課	1	女性交流室登録団体との連絡会を開催し、利便性向上、利用率向上に向けた情報収集・意見交換を行った。	今後も引き続き、登録団体と連絡会を開催することにより、女性交流室のさらなる活性化に向けた情報収集を行い、利便性向上及び利用率向上を図る。
	広報誌等を通じた女性交流室の更なる利用促進に向けた啓発	企画経営課	1	女性交流室の利用案内リーフレットを、男女平等参画に関する各種事業で配布するとともに、随時、庁内関係部署に配布した。また、ホームページや広報みたか、啓発誌で女性交流室の利用案内のPRを行った。	今後も引き続き、広報みたか及びホームページの活用や啓発講座との連携などにより、適宜、女性交流室のPRを行い、更なる利用促進を図る。
	市内公共施設における男女平等参画に関する資料の市民向け提供の実施	企画経営課	1	啓発誌や男女平等参画に関する講座等のチラシなどを市内公共施設に配架し、男女平等参画関連の情報提供を図った。	今後も引き続き、啓発誌などの男女平等参画に関する資料を市内公共施設に配架し、市民への情報提供を図る。
		コミュニティ創生課(市民協働センター)	1	市民協働センター内に設置しているパンフレット架を活用して啓発誌等の配布を実施した。	引き続き、啓発誌等の配布を通じて、市民への情報提供を図る。
		社会教育会館生涯学習課	1	平成27・28年度の社会教育会館本館及び平成29・30年度の生涯学習センターのロビーに関連資料を配架した。	引き続き、生涯学習センターのロビーを活用して、関連資料を配架し市民に情報提供していく。
		図書館	1	毎年、男女平等参画関係図書目録を継続して発行した。また、関連図書も継続して収集した。	引き続き、目録の発行及び関係図書の充実を図る。
(2) 三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴う生涯学習センターとの連携	三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴う男女平等参画に係る生涯学習機能の充実	企画経営課	1	三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に伴う連携として、生涯学習センター調理室を活用し、男女平等参画の視点からの親子料理教室を平成29年度に年3回開催した。	今後も生涯学習機能の充実について検討する。
		生涯学習課	1	平成27・28年度については、平成29年度の三鷹中央防災公園・元気創造プラザの開設に向けて、生涯学習センターのあり方について検討を行った。平成29・30年度は、指定管理者である(公財)三鷹市スポーツと文化財団が管理する生涯学習センターでの市民大学総合コースにおいて、男女平等参画等の内容を一部実施したほか、同施設のロビーにおいて関連資料を配架し市民に情報提供を行った。	市民大学総合コースは市民企画であるため、年度によって男女平等参画等のテーマを扱わない年度が生じてしまう。今後は他の事業において男女平等参画に係る内容の講座を検討するほか、施設利用者へ関連資料の提供を引き続き実施していく。

VIII 推進体制の整備

VIII-2 推進体制の整備

施策名	事業名	担当課	中期計画期間内達成状況	中期計画期間(平成27~30年度)内の取り組み状況及び総括	未達成の課題と今後の取り組み予定
(1) 男女平等参画審議会の利活用	男女平等参画審議会への行動計画の進捗状況の定期的な報告と審議会からの施策・事業等へのフィードバック 【重点事業】	企画経営課	1	男女平等参画審議会にて、「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」の取り組み状況などを報告し、ご意見をいただき、取り組みに反映した。	今後も引き続き、行動計画の取り組み状況について、審議会にて報告する。さらに審議会からの改善点等の意見を、今後の施策・事業等への反映に努める。
(2) 庁内における推進連絡会議の定期的な開催	庁内における推進連絡会議の定期的な開催と情報共有の実施 【推進事業】	企画経営課	1	本取り組み状況をもとに、庁内各部署の推進状況を情報共有し、男女平等参画を全庁的な取り組みとして推進していくため、庁内推進連絡会議を開催し、推進体制の強化を図った。	今後も引き続き開催し、男女平等参画施策を総合的に推進する。
(3) 市民・市民団体等との協働による推進	関係団体等との連携・協力の推進	企画経営課	1	男女平等参画啓発誌「コーヒー入れて」(平成29年度より「Shall we?」)について、公募による市民編集委員をメンバーとする編集会議により、内容を企画し、決定した。 また、「ライフ・ワーク・バランス推進のための市民協働講座」についても、公募による市民企画員の企画・運営により実施した(平成30年度より「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」の一環として実施)。 さらに、女性交流室登録団体との連絡会を開催し、利便性向上、利用率向上に向けた情報収集・意見交換を行った。	今後も引き続き、広く市民・市民団体等と連携を図り、事業を進める。
(4) 国・東京都への要望	機会を捉えての国や都への要望	企画経営課	1	東京都に対して、広域的な連携を図ったDV対策を要望した。	今後も引き続き、機会を捉えて要望する。